

令和8年3月16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

厚木市長

市町村名 (市町村コード)	厚木市 (142123)
地域名 (地域内農業集落名)	玉川区域 (玉川村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月10日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当区域でも新規就農者支援の取組によって認定新規就農者等の担い手の参入があるものの、大規模な農地が確保できないことで、中心経営体等への農地集積も難しくなることから、土地改良事業の要望が大きい。  
また、地域の地形的な性質上、小規模で農業機械が入りづらい農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田が広がる区域については、転作による大豆等の作付けを推進し、転作した作物の生産性を向上させることにより収益の増加を図る。地理的に露地野菜の栽培が盛んな地域であり、ほとんどの農業者が慣行農法で栽培に取り組んでいる。山間地で条件が不利な農地については、「葉にんにく」等の鳥獣被害を受けにくい作物による地域の特産化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則的に農用地区域内農地で、協議の場においてとりまとめができた範囲を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
区域内でも条件の良い農地については、農地のマッチングを進めることで、農業を担う者が大規模な農地が確保できるよう努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在、利用集積が進んでいる農地について地域計画策定後は農地中間管理機構を活用した貸借を進め、農地集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当区域は、小規模で機械化が難しい農地が多く見受けられるため、基盤整備への要望は強い為、農地の大規模化などの整備について、研究していく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAあつぎ、市農業委員会、市が連携して農業に関する相談・支援を行うことにより、新規就農者の確保等、営農継続へ向けた取組を効率的、効果的に展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
所有者が管理できていない遊休農地など、今後、区域内の状況の変化を踏まえて研究していく。

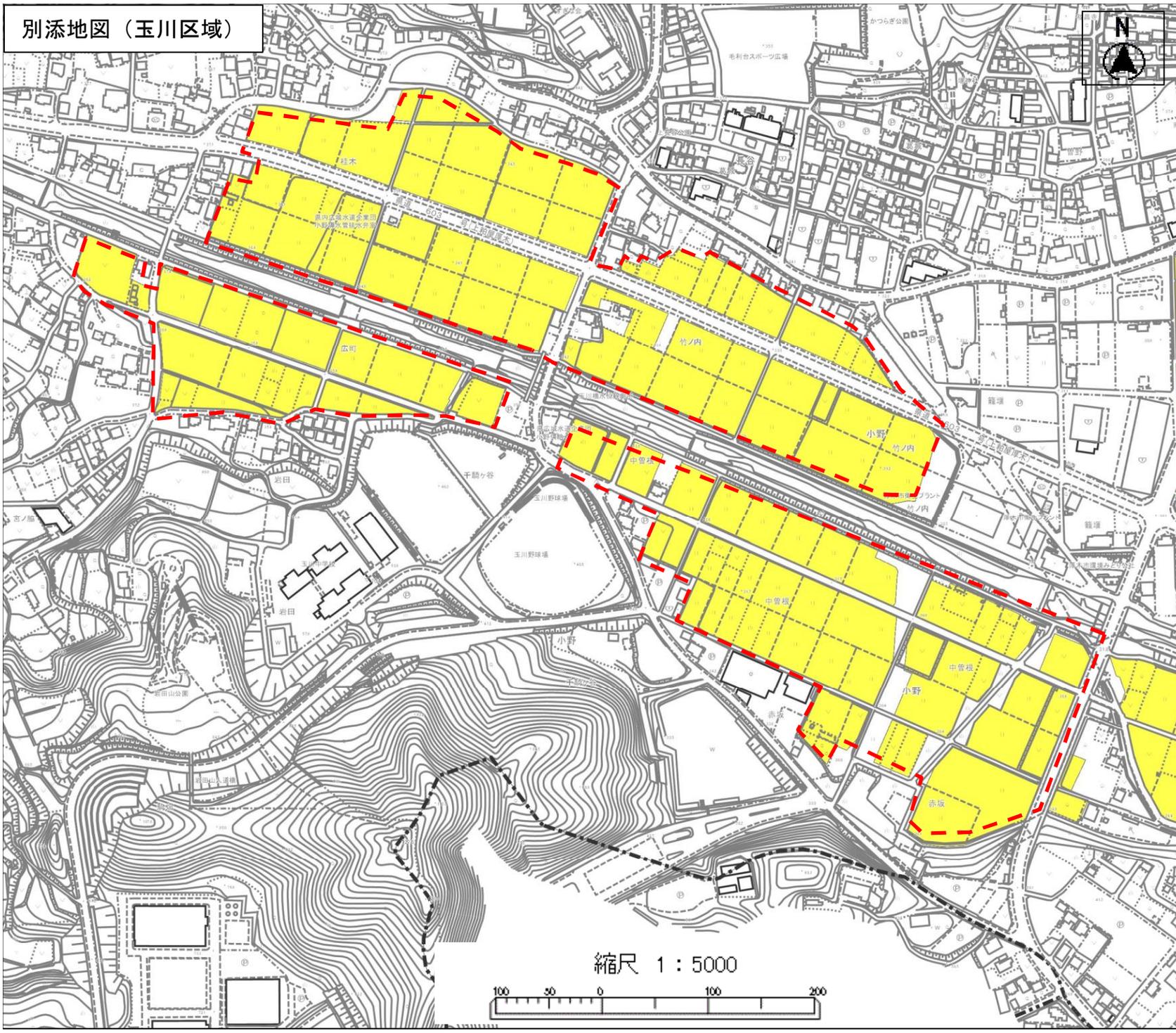
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

# 別添地図（玉川区域）

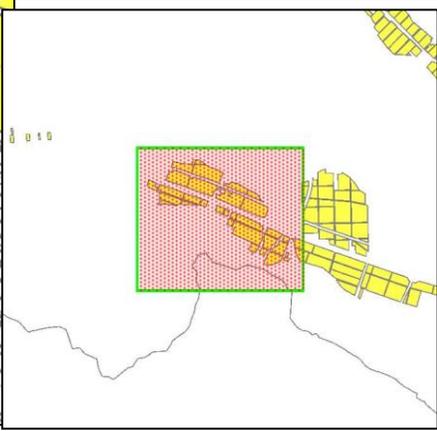


凡例

R04\_農用地区域

■ 区域内      □ 区域外

**L** 農業上の利用が行われる農用地等の区域



縮尺 1 : 5000

